

平成 26 年 9 月 8 日

所属議員各位

大阪維新の会・みんなの党
都構想推進大阪府議会議員団
代 表 青 野 剛 暁
幹 事 長 今 井 豊

所属議員の除団処分の決定について

標記について、本日開催の綱紀委員会において、小林 雄志、澤田 貞良及び堀口 和弘の 3 名の議員を、団則の規定に則り、下記のとおり処分する旨決定されましたのでお知らせいたします。

記

(決定処分) 除団

(除団日時) 平成 26 年 9 月 9 日(火)

参考

団則 (抜粋)

(綱紀委員会)

第 18 条、本議員団に、規律ある運営に資するため、綱紀委員会を置く

2 綱紀委員会の決定は、団の決定とする。

3 綱紀委員会は、幹事会で構成し、委員長は幹事長とする。

(略)

第 7 章 綱 紀

(綱紀の履行)

第 20 条 所属議員は、本議員団の政策に従い行動することを基本とし、選良としての自覚と品位を保ち、さらに議員団としての規律と、本団則に定めた綱紀を厳粛に履行しなければならない。

2 所属議員は、議員団総会における決定事項を遵守し、団の構成員として統一行動をとらなければならない。

(処 分)

第 21 条 前条に規定する綱紀に抵触する言動のあった議員は、幹事長が綱紀委員会に諮り、結論を得て幹事長が処分を執行するものとする。

2 綱紀委員会は、処分に該当する言動に応じて次の各号に掲げる処分を決定する。

一 嚴重注意

二 議員団活動停止

三 離団勧告

四 除団

(不服申し出)

第 22 条 処分を受けた者が、その処分に不服のあるときは、7 日以内に綱紀委員会に申し出て、再審査の請求をすることができる。

2 前項の申し入れがあった場合は、7 日以内に再審査の決定を出すものとする。

以上